# 令和6年第9回

座間市農業委員会定例総会

日時·令和6年9月26日(木) 午後1時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

## 第9回座間市農業委員会定例総会議事録

令和6年9月26日、第9回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

## 会議に出席した委員

1	森	Ш	保
	712/15	/'	

2 草 薙 初 夫

3 若 菜 成 之

4 曽 根 将 彦

6 吉 川 稔 恒

7 吉 川 充

8 小 泉 聡

9 鈴 野 伸 吾

10 吉 川 浩 正

11 市 川 芳 明

12 山 村 優 子

## 会議を欠席した委員

5 池 上 元 徳

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曽根 覚、野島喜代史

## 書記は次のとおり

1 事務局長 田川 敦子

2 事務局次長 曽根 和士

3 庶務係長 河野 誠

4 主 事 補 東 田 佑太郎

5 主事補 関口 裕介

## 議事日程

1 議事録署名委員の指名について

2 諸報告について

3 報告第19号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

4 報告第20号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について

5 議案第29号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

6 議案第30号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

7 議案第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

8 議案第32号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

#### 午後1時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。

これより令和6年第9回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布させておりますとおり定めましたので、ご了承願 います。

なお、5番池上元徳委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2番草薙初夫委員、9番鈴野伸吾員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和6年8月28日(水)から令和6年9月25日(水)までの概要でございます。

先月、8月28日(水)、この場所におきまして、令和6年第8回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、7件、11筆の農地転用届出、農地法第5条、8件、14筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、1筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件、6筆の4議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

9月5日(木)には横浜市内で開催された農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議に会長、私と事務局職員が出席しました。

9月13日(金)には市庁舎会議室で開催された、ひまわり写真コンテスト審査会に会長が出席されています。

また、9月19日(木)には農振部会、農地部会を開催しました。農振部会では、市長へ提出する「農業施策等に対しての意見・要望書」の検討を行い、農地部会では、本日の議案について現地確認と事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計4件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第19号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について 及び日程第4、報告第20号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務 局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第19号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年9月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第20号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年9月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、田が2筆、地積、780㎡、畑が4筆、地積、 1,413.08㎡。

農地法第5条届出について、地目、畑が12筆、地積、4,384.43㎡。

合計としまして、田が2筆、地積合計、780㎡、畑が16筆、地積合計、5,797.51㎡ で、届出件数が11件でございます。

以上です。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

#### (「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第29号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第5、議案第29号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に ついて。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、大和税務署から確認の依頼があったので承認を求めます。

令和6年9月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本議案は、相続税の納税猶予を受け、20 年を迎えた農地の利用状況について、大 和税務署から確認の依頼があり、農業委員会で審査を行うものです。

こちらの制度は、相続人が農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けた 相続税額は、農業相続人が 20 年間、農業経営を継続した場合に免除されます。

なお、平成 21 年度税制改正により現在の制度では、納税免除の事由が終身農地利用となっておりますが、改正前に既に納税猶予の適用を受けている場合には、既適用者に対する経過措置により、改正前の 20 年営農免除が適用になります。

それでは、資料の3ページをご覧ください。

相続人は、座間市入谷東一丁目にお住まいの、といった。

特例の農地につきましては、番号 1 、四ツ谷字柳原 、地目、畑、地積、911 ㎡。番号 2 、四ツ谷字柳原 、地目、畑、地積、357 ㎡。番号 3 、四ツ谷字西三谷 、地目、田、地積、668 ㎡。番号 4 、新田宿字広町 、地目、田、地積、231 ㎡。番号 5 、新田宿字広町 、地目、田、地積、495 ㎡。番号 6 、入谷西 5 丁目 、地目、畑、地積、1,123 ㎡です。

入谷東一丁目にお住まいの さんですが、平成 16 年にこの農地を相続し、合計 6 筆、3,865 ㎡について相続税の納税猶予の適用を受け、ここで 20 年を経過することとなります。

農地の場所につきましては、案内図の 4 ページから 7 ページまでをご覧ください。 新田宿四ツ谷コミュニティセンターの周辺の畑、 2 筆、田、 1 筆、専念寺の北西に 位置する田、 2 筆及び四ツ谷踏切の南側で、鳩川と J R 相模線線路の間に位置する畑、 1筆です。全て調整区域内の農地となります。

農地の現在の状況といたしましては、現況写真がありますのでお手元のタブレット またはテレビモニターでご確認をよろしくお願いいたします。

さんですが、現在、水稲を1町8反、露地野菜を1町歩ほど耕作されております。

所有する農機具等につきましては、トラクターや耕耘機、田植機やコンバイン等、 一通りの農機具を所有している方でございます。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第29号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 農地部会で19日に見に行ってまいりました。見に行ってきたのは、これからの30号、 31号、32号まで、29号を含めて行ってまいりました。

> この案件は20年の営農免除の関係です。もうだんだん少なくなってきているのでは ないかと思います。

> さんを皆さん覚えておられるでしょうか。二、三か月前に、やはり税務署から のお尋ねで出た方です。今回は、お父さんの相続で出てきた。二、三か月前のは、お 母さんということです。最後の税務署の確認となります。

> 性格的にすごく几帳面な方で、田は全て作ってあるのを確認していますので、畑だけを確認してまいりました。

畑も、1番、2番についてはブルーベリーが植えてあるので、もう収穫が終わった 状態です。

見てきたのは、6番の入谷西5丁目です。ここは用排水ですか、あの角です。海老名分と言えば海老名分、座間分になっていますけれども、そのようなところで、すごく作りにくいところなのですけれども、きれいに耕耘され、何をまいていたのか、ハクサイや何かを定植されていました。もう問題は全然ありません。

以上です。

議 長 議案第29号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草薙委員 部会長報告のとおり、問題は全くないと確信しました。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第29号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、本案、 農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第30号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び日程第7、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

以上の2議案は関連がありますので一括議題といたします。

なお、採決については個別に行いますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第30号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年9月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

続きまして、日程第7、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年9月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

今回、関係案件ということで2件まとめてご説明をさせていただきます。

資料の8ページ及び10ページをご覧ください。

この両議案につきましては、 さんに関わる相続人で、長男の さんと長 男の妻、 さんからの申請になります。

さんでございますが、父親の さんが平成21年に亡くなられ、4筆の所有農地のうち、2筆を長男の さんが、また、残る2筆について、長男の奥さん、 さんが相続されました。

今回、引き続きの証明といたしましては、5回目の申請となります。

対象農地でございますが、資料の9ページ及び11ページをご覧ください。

座間小学校の北側道路沿いにございます市街化区域内の生産緑地の畑、お二人、合計で4筆でございます。

なお、 さんの農地についてですが、道路から北側奥につながる専用通路と共同住宅の駐車場に使われている部分については、相続税の納税猶予の適用を受けるに当たって測量を行い、当初から特例の適用面積から除外しているため土地の一部の適用となっております。

農地の状況といたしましては、現況写真を用意してありますのでご確認をよろしく お願いいたします。

さんの農業経営状況ですが、農機具は、耕耘機やトラクターなどを所有され、 父親が亡くなくなる以前から、長男の さんが中心となり、専業でご家族で農業経 営をされている方でございます。

申請内容につきましては以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第30号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び議案 第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明 がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 さんですが、道路が間にあって、それで農地があって、その上が自宅という場所です。昔、道路ができる前は、全部、農地を所有されていたと思うのです。それこそ、家から出てすぐにこの現場ですので、今も丁寧に管理をされております。今のところ問題は全然ないというふうに思います。

以上です。

議 長 議案第30号及び議案第31号の地区担当委員は森川保委員です。 地区担当委員としての発言を求めます。

森川委員 9月24日に現地を見てまいりました。今、若菜農地部会長からお話があったように

非常にきれいにされて、このタブレットの①の写真でございますけれども、草が少し 出ているようですが、私が行ったときは、きれいに耕耘をされておりました。

そういうことで、特に問題ないと思います。

以上でございます。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

まず、議案第30号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会 長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙 手を求めます。

#### (賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会 長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙 手を求めます。

#### (賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを 議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第8、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年9月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の12ページをご覧ください。

まず、申請人ですが、海老名市上今泉六丁目 にお住まいの、 さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年10月28日から令和6年9月26日。

特例適用農地は、番号1、南栗原6丁目 、地目、畑、地積、2,172㎡。番

号 2 、南栗原 6 丁目 、地目、畑、地積、1,324㎡のうち1,298㎡。番号 3 、南栗原 6 丁目 、地目、畑、地積、1,745㎡、合計、5,215㎡です。

さんですが、平成18年に旦那さんから相続を受け、畑、3筆について相続税の 納税猶予の適用を受けられ、今回が6回目の申請となります。

場所については、案内図13ページをご覧ください。

国道246号線沿いに以前ございました皇華蘭やアルペンの東側に位置する市街化区域内の生産緑地の畑、3筆でございます。

農地の状況といたしましては、現況写真がありますので、皆さん、ご確認をよろし くお願いします。

なお、番号2番の農地については、写真にございます農園入り口の門柱や外構部分 を特例の適用面積から除外しているため、土地の一部の適用となっております。

さんは、海老名市で農業経営をされており、主に長男の方が中心に農業をされております。

また、座間市内の農地のほかに海老名市内では、田、3筆、2,940㎡、畑、10筆、3,126㎡の農地を耕作されております。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 この議案なのですが、3年前に私は見ています。当然、作物も同じお茶でした。3年前と比べて、いやに管理に手を抜いているのではないかと思ったのです。言葉は悪いのですが、少しお茶が伸びすぎていたのです。3枚で5,000㎡です。5,000㎡は1枚にまとめればこれほど広いのかという印象があるのですが、すごくきれいにされているのですが、これだけの面積で作るお茶はどれぐらいできるか、また、それが流通しているのかどうか、少し知りたくなった感じもありました。

本当にきれいにお茶の葉の刈り込みをすれば、物すごくきれいな畑になると思いま す。草も出ていなくて、問題はないと思います。

以上です。

議 長 議案第32号の地区担当委員は市川芳明委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

市川委員 内容につきましては、若菜農地部会長の発言のとおり、現況は茶畑になっております。周りの草刈りも丁寧に行われていますし、部会長の仰せのとおり、確かに、お茶は伸びていますけれども、適切な管理はされておりました。問題はないと思います。 以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

#### (賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決しました。 以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和6年第9回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時57分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議	長				
2	番				
9	番				